

参考様式

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 30 年 8 月 10 日

朝日町長 鈴木 浩幸

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西部地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 8 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

個人 15 経営体

法人 0 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

西部地区は、米と果樹が経営の中心となっている。

米に関しては、山間地が多く高齢化の影響により年々不作付地が増加している。一方で棚田である環境を生かした、地域づくりを行っている集落もあり、行政としても地域づくりの推進が課題となっている。山間地の条件の悪い圃場もあることから、条件の良い農地を優先として農地中間管理機構に貸し付け集積化を推進していく。

(別紙)

果樹に関してはりんごの他、西洋なしの栽培が盛んとなっている。農業者数としては新規就農者が年々増加している状況ではあるが、高齢化による規模縮小やリタイアもあり年々減少している。そういった状況も踏まえ、今後は担い手育成の他に果樹栽培の省力化が重要となっており、町の中心作物のりんごに関しては早期多収が期待できる「新半おい化栽培」を推進していく。

現在、町には若手農業者を中心とした「若手農業者の会」があり、今後の担い手としても重要な存在となっている。これからは地域と行政とで協力し農業の推進を図っていく。